【規程番号　神女大Ⅳ－009】

神戸女子大学ティーチング･アシスタント（TA）規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学（以下「本学」という。）の学部学生に対する教育効果を高めるため、専任教員の補助業務に従事するティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）について必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　この規程における TA とは、所定の手続を経て期間の定めのある雇用契約を締結し、授業、実験および実習科目に関する教育業務を補助する者をいう。

（職　務）

第３条　TA の職務内容は、以下の教育業務の範囲内に限定する。

（1）実験・実習科目に関する教育業務の補助

（2）情報処理科目に関する教育業務の補助

（3）その他 TA を必要とする授業科目に関する教育業務の補助

（資　格）

第４条　TA は、本学大学院修士課程、博士前期又は博士後期課程に在籍する者とする。

（申　請）

第５条　TA を置く必要が生じた場合､各教員は次の事項を明記したティーチング･アシスタント（TA）採用願を、学科主任および学部長の承認を得て学長に提出しなければならない。

（1）TA を置くことを必要とする理由、人数、期間及び時間（様式 1）

（2）その他必要事項

（提出書類）

第６条　TA を希望する者は、次の書類を総務企画部長を経て学長に提出しなければならない。

（1）TA 申請書（様式２）

（2）健康診断書（年度初めの健康診断を受診している場合は不要）

（3）その他学園が必要とする書類

（選　考）

第７条　人事委員会は、教員より提出された採用願に基づいて選考を行う。

（採　用）

第８条　TA の採用は、学長の申請に基づき理事長が任命する。

２　任期は、学期（前期、後期）単位とし、更新を妨げない。

（勤務時間）

第９条　TA１人あたりの担当は週 9 時間以内とする。

（給　与）

第 10 条　TA の給与は、別表 1 に定めるところによる。

２　交通費は原則として支給しない。

（契約解除）

第 11 条　TA に採用された者が、次の各号の一に該当するときは、雇用期間中であっても契約を解除する。

（1）退学したとき

（2）除籍されたとき

（3）その他、職務遂行が不可能と判断されるにいたったとき

（改　廃）

第 12 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。この場合は、学長は変更内容を理事会に報告する。

附　則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。（時間給の改定）

別表 1　ＴＡの給与

	時間給
TA	1 時間　1,250 円